

# 武蔵国分寺跡史跡指定100周年 記念ロゴマーク・キャッチフレーズ

## 利用マニュアル



令和4年6月

国分寺市 政策部 市政戦略室

# 1 ロゴマーク

---



武蔵国分寺跡

史跡指定100周年

## 【コンセプト】

国分寺跡の「国」をベースに、七重塔や中門のシルエット及び100thをアピールする虹と雲を組み入れ、武蔵国分寺跡史跡指定100周年をイメージしました。

## 2 キャッチフレーズ

---

天平の記憶 つないだ100年 つなぐ100年

### 【コンセプト】

武蔵国分寺が創建された天平時代の記憶を、史跡指定後に守りつないできたこれまでの100年と、この先の未来に残しつつ次の100年をイメージ

# 3 ロゴパターン

- ロゴマークとキャッチフレーズを組み合わせて利用してください。
- キャッチフレーズの位置やフォント等に規定はありません。文字列を円形に記載することも可能です。
- ロゴマークの形（文字を含む）の変更はできません。
- ロゴマークの色はオリジナルカラーの配色を推奨しますが、背景色や表示する媒体等に合わせて色を変更することも可能です。
- ロゴマークの縦横比を変更することはできません。
- 100周年記念ロゴマークと他のロゴマーク等を組み合わせて利用することは可能ですが、100周年ロゴマークに他のロゴマーク等を重ねて利用することはできません。

天平の記憶 つないだ100年 つなぐ100年



武蔵国分寺跡  
史跡指定100周年

(オリジナルカラー)



武蔵国分寺跡  
史跡指定100周年

(モノロカラー)

天平の記憶  
つないだ100年  
つなぐ100年



武蔵国分寺跡  
史跡指定100周年

※ロゴマークのみの利用はできません。

天平の記憶 つないだ100年 つなぐ100年



武蔵国分寺跡  
史跡指定100周年

※ロゴマークの縦横比の変更はできません。

天平の記憶 つないだ100年 つなぐ100年



武蔵国分寺跡  
史跡指定100周年

(グレースケール)



©ホッチプロジェクト



天平の記憶  
つないだ100年  
つなぐ100年

※ロゴマークに他のロゴマーク等を重ねて利用することはできません。

※ロゴマークとキャッチフレーズを組み合わせて利用してください。

# 4 利用できる方、利用用途等

---

## 【利用できる方】

➤ 個人・団体を問わず誰でも利用することが可能です。

## 【利用条件】

➤ 営利・非営利を問わず無料で利用することができます。ただし、次の場合は利用できません。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 商標法に基づく商標、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠等として独占的に利用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 市が特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (5) キャッチフレーズのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等が利用するとき。
- (7) 偽りその他不正な手段により、利用の届出をしたとき。
- (8) 遵守事項に違反したとき。
- (9) ロゴの利用について市長が適当でないと認めるとき。

## 【想定される用途】

➤ パンフレット・チラシ、のぼり旗・バナーフラッグ、商品・ノベルティグッズ、名刺・刊行物など

## 5 利用にあたっての届出

---

- 別添の「国分寺市武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの利用に関する要領」に規定する、「武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念ロゴマーク等利用届出書（第1号様式）」を提出してください。
  
- ただし、以下に該当する場合は、届出書の提出は不要です。
  - ・ 新聞、テレビその他報道機関が報道又は広報の目的により利用するとき。
  - ・ 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる範囲内において、営利を目的とせず利用するとき。
  - ・ 「国分寺市武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念冠事業取扱要綱」に基づき、冠事業としてロゴマークの利用承認を受けているとき。
- ✓ 冠事業とは、「国分寺市武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念冠事業取扱要綱」の規定により、冠（祝 武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念など）・ロゴマーク及びキャッチフレーズの利用について、届出又は承認された事業のことです。
  
- 届出書・ロゴマークのデータは、市ホームページよりダウンロードが可能です。
- 届出書は、国分寺市市政戦略室あてにメール・郵送等で提出してください。

## 6 利用期間・利用料・デザイン監修

---

- ロゴマーク及びキャッチフレーズの利用は、原則令和5年（2023年）3月31日までとします。ただし、令和5年（2023年）3月31日までに制作済みのグッズ等などで在庫処分のため4月1日以降も引き続き利用する必要がある場合は例外として利用が可能です。
- ロゴマーク等を用いた印刷物や物品等の制作にあたり、事前に市にサンプル等をご提出いただくなどデザイン監修は行いません。
- ロゴマーク等の利用料は、無料です。



# 7 届出先・問い合わせ先

---

➤届出書・ロゴマークデータはこちらからダウンロードをお願いします。

<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/machi/1027667/1028281.html>



➤届出書の提出先・問い合わせ先

国分寺市 市政戦略室 まちの魅力企画担当

住所：東京都国分寺市戸倉1-6-1

電話：042-325-0111（内線441）

Email：senryaku@city.kokubunji.tokyo.jp

